

鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 2 5 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鶴岡市資源回収運動実施要綱（平成 1 7 年鶴岡市告示第 2 5 7 号。以下「実施要綱」という。）第 1 3 条の規定による報奨金の交付に関し、必要事項を定めるものとする。

(交付対象団体等)

第 2 条 報奨金は、実施要綱第 3 条第 2 項に規定する実施団体（以下「実施団体」という。）及び実施要綱第 4 条第 3 項に規定する登録回収業者（以下「登録回収業者」という。）に交付するものとする。

(報奨金の額)

第 3 条 実施団体に対する報奨金の額は、登録回収業者に引き取らせた資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 古紙類

ア 月曜日から金曜日までに引き取らせた場合 1 キログラム当たり 4 円 5 0 銭

イ 土曜日又は日曜日に引き取らせた場合 1 キログラム当たり 3 円 5 0 銭

(2) 金属類 1 キログラム当たり 4 円 5 0 銭

(3) 空びん類 1 本当たり 1 円

2 登録回収業者に対する報奨金の額は、実施団体から回収した資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 古紙類

ア 月曜日から金曜日までに回収した場合 1 キログラム当たり 4 円

イ 土曜日又は日曜日に回収した場合 1 キログラム当たり 5 円

(2) 金属類 1 キログラム当たり 2 円

(3) 空びん類 1 本当たり 1 円

(実績報告)

第 4 条 報奨金の交付を受けようとする実施団体及び登録回収業者は、資源ごみの回収（売買代金の受渡しを含む。）が完了したときは、回収した月の翌月の 1 0 日までに資源回収実績報告書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(報奨金の決定及び交付)

第 5 条 市長は、前条の報告書の内容を審査し、相当と認めるときは、実施団体及び登録回収業者に資源回収運動に係る報奨金交付決定通知書（様式第 2 号、様式第 3 号）により通知するとともに、資源回収運動を実施した期間について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に報奨金を交付するものとする。ただし、回収した資源ごみの売買代金の支払が完了していない登録回収業者に対しては、当該回収に係る報奨金は交付しない。

(1) 前期（当該年度の 4 月から 9 月までをいう。） 1 0 月

(2) 後期（当該年度の 1 0 月から 3 月までをいう。） 4 月

(報奨金の返還)

第 6 条 市長は、実施団体又は登録回収業者が偽りその他不正な行為により報奨金の交付を受けたことが判明したときは、当該実施団体又は当該登録回収業者から当該報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市集団資源回収運動に係る報奨金交付要綱(昭和58年4月1日鶴岡市施行)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日まで、旧鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第258号)、旧藤島町資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第260号)、旧羽黒町資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第264号)又は旧朝日村資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第262号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧藤島町資源回収運動に係る報奨金交付要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 旧藤島町資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第260号)

(2) 旧羽黒町資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第264号)

(3) 旧朝日村資源回収運動に係る報奨金交付要綱(平成17年鶴岡市告示第262号)

附 則(平成19年3月31日鶴岡市告示第79号)。

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日鶴岡市告示第78号)。

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日鶴岡市告示第86号)。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日鶴岡市告示第71号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱第3条第2項第1号の規定は、令和2年度以後に登録回収業者が回収する古紙類の量により計算する報奨金の額について適用し、令和元年度までに登録回収業者が回収した古紙類の量により計算する報奨金の額については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度における報奨金の特例)

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に登録回収業者が回収した古紙類に係る報奨金の額については、第3条第2項第1号の規定にかかわらず、1キログラム当たり4円とする。

附 則 (令和3年3月31日鶴岡市告示第143号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日鶴岡市告示第154号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日鶴岡市告示第160号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日鶴岡市告示第138号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱第3条第1項第1号及び同条第2項第1号の規定は、令和6年度以後に登録回収業者が回収する古紙類の量により計算する報奨金の額について適用し、令和5年度までに登録回収業者が回収した古紙類の量により計算する報奨金の額については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

資源回収実績報告書（市役所提出用）

年 月 日に実施した資源回収運動において、本書のとおり資源ごみの回収（売買代金の受渡しを含む。）が完了しましたので報告します。			
団体名 代表者住所 代表者氏名 電話			
回収業者住所 回収業者名 電話			
品名	数量	単価	金額
新聞紙	kg	円	円
雑誌	kg	円	円
ダンボール	kg	円	円
飲料用パック	kg	円	円
雑がみ	kg	円	円
金属類	kg	円	円
びん類	1.80	本	円
	ビール	本	円
		本	円
合計		円	円

年 月 日

様

鶴岡市長

資源回収運動に係る報奨金交付決定通知書

先に提出された資源回収実績報告書に基づき、貴団体に対する報奨金を次のとおり決定し、指定の口座に振込みますので、通知します。

期分報奨金交付額	円
----------	---

内訳

月実施分	円

振込予定年月日	年 月 日
---------	-------

年 月 日

様

鶴岡市長

資源回収運動に係る報奨金交付決定通知書

先に提出された資源回収実績報告書に基づき、貴社に対する報奨金を次のとおり決定し、指定の口座に振込みますので、通知します。

期分報奨金交付額	円
----------	---

内訳

月実施分	円

振込予定年月日	年 月 日
---------	-------